

令和6年度第1回石狩市社会福祉審議会会議録

■日 時 令和6年8月22日（木） 14時00分～15時30分

■場 所 石狩市役所 5階 第1委員会室

■出席者【審議会委員】

鈴木会長・白戸委員・澤田委員・菊池委員・松原委員・石岡委員

【事務局】

富木福祉部長・佐々木福祉総務課長・高井障がい福祉課長・滝高齢者支援課長・宮地域包括ケア課長・富木広聴・市民生活課長・久保田社会福祉協議会地域福祉課長・宮原福祉総務課主査・角田障がい福祉課主査・藤谷高齢者支援課主査・小松平地域包括ケア課主任

■欠席者 若狭委員

■傍聴者 0人

■会議次第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長選出

4 諮 問

5 審 議

(1) 第5次石狩市地域福祉計画の策定について

6 報告事項

(1) 石狩市福祉タクシー助成事業の見直しに係るパブリックコメントの実施について

(2) 石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しに係るパブリックコメントの実施について

(3) 福祉施設使用料の改定について

7 そ の 他

8 閉 会

■配付資料 別添のとおり

■会議内容

1 開会

○事務局（佐々木課長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから「令和6年度第1回石狩市社会福祉審議会」を開催いたします。

私は、本審議会の事務局を担当しております福祉総務課長の佐々木と申します。会長が決まりますまで私のほうで会議を進行してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日は委員改選後初めての審議会でございますので、委員の皆様に自己紹介をお

願いたいと存じます。それでは大変恐縮ですが、鈴木委員から順にお願いいたします。

(委員自己紹介)

○事務局（佐々木課長）

どうもありがとうございました。なお、若狹委員より本日欠席の報告を受けております。

それでは、私ども事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

2 市長あいさつ

○事務局（佐々木課長）

続きまして、会議次第2、市長あいさつでございます。加藤市長よりご挨拶を申し上げます。

○市長

こんにちは。石狩市長の加藤でございます。本日は、ご多忙の中を石狩市社会福祉審議会にご出席いただきありがとうございます。また、本日は委員改選後初めての審議会でございます。委員の皆さまには、委員をお引き受けいただきましたことに心より感謝を申し上げます。

昨今では、時代の変化とともに、人々の不安や悩みが多様化・複合化している中で、昔ながらの「地域のつながり」というものが、様々な生活の領域において弱くなって来ていると感じております。現在の地域福祉計画の基本理念にも掲げておりますが、何か困りごとを抱える方がいらしたときに、地域で共に支え合いながら、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人が健康でしあわせに暮らせる「地域共生社会の実現」を目標に、市では、様々な取り組みを進めているところでございます。

本年度は、その「地域福祉計画」の改定年となっており、このあと「第5次石狩市地域福祉計画の策定について」諮問させていただくほか、3件の報告を予定しております。

福祉に対する市民の関心や期待はこれまでも増して大きくなっているものと感じております。委員の皆さまには、それぞれのお立場で積極的にご発言をいただき、活発にご議論をいただけましたら幸いです。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 会長選出

○事務局（佐々木課長）

続きまして、会議次第3、会長選出でございます。石狩市社会福祉審議会条例第5条に基づ

き、委員の互選により会長を選出していただきたいと思います。会長の選出方法でございますが、何かご意見等ございますか。

(事務局一任の声)

事務局一任というご発言がございましたが、事務局に一任させていただいてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、事務局案として、学識経験者の鈴木幸雄 様に会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。ご異議がないようですので、会長に鈴木幸雄 様よろしくお願い申し上げます。

○事務局（佐々木課長）

それでは、早速で恐縮ですが、ただいま選出されました鈴木会長からご挨拶をいただきたいと存じます。また、石狩市社会福祉審議会条例第5条第3項の規定により、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務代理するとなっておりますので、会長より職務を代理する委員のご指名をお願いしたいと存じます。

○鈴木会長

会長に選出いただきました鈴木でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

当審議会、市長のご挨拶にもありましたとおり、石狩市の福祉行政の推進にあたり、委員皆さんの知識や経験を踏まえ、審議していただく重要な会議となっております。

事前に事務局より資料の送付がなされおり、お目通しいただいていることと存じますが、本日は諮問案件が1件、報告事項が3件あります。委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、さきほど事務局から説明がありましたが、職務代理は会長が指名するとのことでございますので、白戸委員をお願いしたいと存じます。白戸委員、よろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木課長）

鈴木会長、どうもありがとうございました。これより以後の議事進行につきましては、会長をお願いしたいと存じますが、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。資料は事前に送付しておりました、会議次第、委員名簿のほか、諮問案件の資料としまして資料1から資料3並びに別冊で現在の地域福祉計画である「石狩りんくるプラン」、報告事項の資料としまして資料4から資料6がございます。

また、事前にいただいたご質問と回答要旨を記載した「事前質問・回答整理表」を当日資料として配付しております。お手元でございますでしょうか。不足がありましたら、事務局まで

申し出ください。

最後に、事務局から報告させていただきます。本日の審議会は、石狩市社会福祉審議会条例第6条に規定する委員の2分の1以上が出席され、会議の開催要件を満たしておりますことを、ご報告申し上げます。それでは、この後の進行につきましては鈴木会長にお願いしたいと存じます。鈴木会長よろしくお願いします。

4 諮問

○鈴木会長

それでは、会議次第のとおり進めていきます。会議次第4、諮問書の交付になります。事務局から説明願います。

○事務局（佐々木課長）

それでは、加藤市長より、本日の諮問案件について本審議会に諮問させていただきます。

○市長

石狩市社会福祉審議会 会長 鈴木幸雄 様 石狩市社会福祉審議会条例第2条に基づく諮問について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。諮問案件「第5次石狩市地域福祉計画の策定について」

（会長へ諮問書を渡す）

○事務局（佐々木課長）

加藤市長におきましては、次の公務のため、これにて退席させていただきます。

（市長退席）

5 審議

○鈴木会長

ただいま、市長から諮問書を受け取りました。審議に入る前に、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。本日は、諮問案件の審議となりますので、会議録については全文筆記とし、署名委員は澤田委員と菊池委員のお二人にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。それでは、審議に入ります。提出されております資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（福祉総務課）

資料1から3まで一括して説明します。初めに資料1「第5次石狩市地域福祉計画の策定に

ついて」をご覧ください。まず「地域福祉」とは、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などにおいて、それぞれの法律や制度のサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、互いに助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくり、それを持続させていくことです。子どもから高齢者まで住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくことができるよう、図に記載のとおり、様々な生活課題を住民の一人ひとりの努力や住民同士の相互扶助、さらに公的な制度、いわゆる自助、共助、公助の連携によって解決していく取り組みが必要となります。

次に、地域福祉にかかる国の動向になりますが、国では、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。また、地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、社会福祉法が平成29年と令和2年に改正されています。平成29年の改正では、市町村の地域福祉計画の策定が、任意から努力義務になったほか、市町村は、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受けとめるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。令和2年の改正では、地域福祉の推進は、地域住民が互いに尊重しあいながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることが明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制を構築するための一手法として、高齢・障がい・子ども・生活困窮の各福祉分野が連携しながら、一体的、重層的な支援を行う重層的支援体制整備事業が創設されました。さらに、近年の社会構造の変化（人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及）などにより、人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっていることを踏まえ、孤独・孤立により心身に有害な影響を受けている人を支援するため、令和6年4月1日に「孤独・孤立対策推進法」が施行されています。

次に「3 地域福祉計画」についてですが、地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定により、市町村が地域福祉の推進を図るため、点線に囲まれた5つの事項を一体的に定める計画として策定するよう位置づけられています。具体的には、「① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」などですが、その内容が福祉分野の多岐に渡っていることが理解いただけると思います。なお、策定に当たっては、地域福祉推進の主体である地域住民の意見を反映させるよう努めること、内容を公表するよう努めることとされています。

次に、3 ページ目になります。図に示しておりますが、第5次石狩市地域福祉計画は、保健福祉分野における「上位計画」に位置づけられており、個別計画である「石狩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「石狩市障がい者福祉計画」などと連携・調整を図りながら地域福祉を総合的に推進するための計画となります。また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）並びに、再犯の防止等に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含したものとなります。なお、「第5次地域福祉計画」は、石狩市社会福祉協議会が策定する「第7期地域福祉実践計画」を合わせた一体的な計画として策定し、それぞれの役割を担い、協働・連携しながら地域福祉を進めていくこととしております。

4 ページ目をご覧ください。本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5ヵ年計画とし、社会経済情勢の変化や国の新たな福祉施策などに柔軟な対応ができるよう必要に応じて見直しを行います。

次に「計画の策定体制」ですが、先ほどご説明したとおり、地域福祉計画は高齢、障がい、子どもなど内容が福祉分野の多岐にわたっているため、学識経験者のほか、各分野の福祉関係団体の代表などで構成する「石狩市地域福祉計画策定ワーキンググループ」を設置し、課題整理や素案の検討等を行うこととしております。参考まで資料3枚目にワーキンググループ委員名簿を添付しておりますが、本審議会の白戸委員には学識経験者の区分でご就任いただいております。また、7月31日に開催した第1回会議においてグループ代表に選任されたところです。また、(2)のとおり本審議会において、ご審議いただき答申をいただくとともに、(3)のとおり、市民意見を広く聴く機会として、アンケート調査やパブリックコメントを実施します。

最後に、「策定スケジュール」です。7月から11月にかけてワーキンググループによる課題整理や素案作成、また、石狩市社会福祉審議会による審議につきましては、本日の諮問を含め全3回程度を予定しております。8月には、このあと資料3で説明させていただくアンケート調査の実施、12月～1月にかけてパブリックコメントを実施し、2月の社会福祉審議会の答申を受け、3月に計画策定を予定しています。資料1の説明は以上となります。

次に、資料2をご覧ください。資料2は、現在の計画に掲載した取組を評価したものになります。別冊で現計画「石狩りんくるプラン」を配布しておりますが、17ページをご覧ください。計画の体系図ですが、石狩りんくるプランでは基本理念のもと、4つの基本目標を掲げ、各目標を達成するための「施策の方向」を設定しています。施策の方向ごとの「主な取組み」

と内容は22ページ以降に記載しております。資料2に目を移していただいて、表の左から「施策の方向」、「主な取組み」、「主な事業内容・成果」とあります。これは計画書に記載されている内容となっており、「主な事業内容・成果」の下に令和2年度から令和5年度までの実績を記載しています。主な取組みの2つ目に【重点1】とありますが、本計画では重点的な取組みとして「重点1：地域包括ケアシステムの推進」、「重点2：生活困窮者に対する自立支援施策の推進」、「重点3：ひきこもりに対する包括的な支援」の3つを位置付けており、この3つの重点施策に該当するそれぞれの取組みにかっこ書きで重点番号を記載しています。例えば【重点1】と記載した取組みは重点的な取組み1の地域包括ケアシステムの推進のために必要なものとして計画に位置付けているということになります。

次に表の「評価」ですが、「計画どおり実施」は◎、「一部実施」は○など記号で表記しています。「実施状況等」については、令和2年度から5年度までに実施した内容等について記載し、「今後の方向性」は、継続や拡充など、該当する箇所を黒で塗りつぶしています。

最後に「目標値や指標」の欄ですが、取組む内容の中には指標を設定することがないものもありますことから、指標のないもので取組みを継続するもの場合は横向きの矢印、指標を設定しているものについては、指標に対する目標を横向きや斜め上の矢印で表記しています。

個別の説明は割愛させていただきますが、評価した「主な取組み」は全部で84事業あります。コロナ禍で十分な取組ができなかったものもございしますが、令和5年度末時点での今後の方向性として、「継続」とした事業は69事業、「拡充」は9事業、「改善」は4事業、「縮小」は0、目標達成や方向転換により「終了」としたのは2事業となっています。結果を踏まえ、必要に応じて事業の内容や手法の見直しを行いながら、次期計画へ反映したいと考えております。資料2の説明は以上です。

次に資料3をご覧ください。第5次地域福祉計画の策定にあたっては、地域福祉推進の主体である地域住民の意見を聴取するため、アンケート調査を実施いたします。市内に住む18歳以上の市民1000人を対象とし、回答は用紙を返信用封筒で郵送いただく方法と、用紙に記載したQRコードを読み取りウェブにより回答いただく方法のどちらでも回答できるようにする予定です。内容について、簡単にご説明しますと、ローマ数字Ⅰ番では、回答者の性別、年代、居住地区などをお聞きしています。ローマ数字Ⅱ番では、日常生活や「地域福祉」についてお聞きしています。また、Ⅱ-2からⅡ-5では、日常生活の中でどのようなことに不安を感じているか、困りごとが生じた場合に、どこから情報を得ているか、誰に相談しているか、手

助けして欲しいことはどのようなことかなど、日頃の困りごとの有無や対応の仕方などを聞いています。Ⅱ-6からⅡ-9では、地域での支え合いに対する考え方を聞いています。

ローマ数字Ⅲは、地域における課題の現状や、「地域福祉」を進めるために必要なことなど考え方を聞く内容となっています。Ⅲ-1では、地域における課題、Ⅲ-2では、相談・支援のための環境整備の状況、Ⅲ-3では地域福祉を推進するにあたっての考え方、Ⅲ-4、5では、災害に関連しての設問となっております。また、Ⅲ-6では市がどのようなことを優先的に進めるべきかを聞いています。

ローマ数字Ⅳでは、地域福祉に深く関わりを持つ社会福祉協議会と民生委員・児童委員について、活動内容等がどれくらい認知されているかを聞いています。ローマ数字ⅤとⅥにしましては、地域福祉計画に包含される「成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯防止推進計画」に関連して、制度の周知や考え方について聞いています。また最後に、石狩市の地域福祉について、ご意見やご提案などを自由に記載いただく欄を設けております。資料3までの説明は以上です。

○鈴木会長

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。事前に菊池委員と松原委員からご質問等をいただいております。初めに菊池委員から資料2と資料3の質問について趣旨を説明していただき事務局から回答をお願いします。

○菊池委員

資料に記載のとおりですが、資料2の「社会福祉法人のネットワーク化推進」については、着手のまま続いているが、今後具体的にどのような内容で進めていく予定なのか。

次に資料2、7ページの「福祉避難所の整備」については、能登半島地震でも集団が苦手な福祉避難所で過ごすことができない障がい者や、福祉避難所での情報伝達における障がい者への対応等が課題となっていましたが、それらへの検討は今後行っていくのか。

資料2、16ページの「市民後見人養成講座」については、受講者総数97名のうち支援員登録者数47名と約半数だが、登録者数は多いのか少ないのか、どのように判断しているのか。もし登録者が少ないと判断するならば、少ない要因はどのように考えているか。また、今後何人まで登録者を増やしていきたいのか。

また資料3、アンケートのⅥ-3「地域における再犯防止について」の設問では、再犯防止の取り組みとはどのようなことをするのかわからないため、回答しづらい場合があるのではと思いました。例えば、どのようなことをやるのか分からないから「1 協力したい」に○を付け

ることができない人もいるかもしれないので、取組の具体例をいくつか載せてはいかがでしょうか。

○事務局（久保田課長）

菊池委員のご質問のうち、社会福祉法人のネットワーク化推進について、私からお答えします。社会福祉法人のネットワーク化については、高齢・障がい・子ども等、対象が異なる各法人の共通テーマ・課題設定等に苦慮していますが、当初は法人が抱える共通の課題等について、意見交換・情報共有を行い、法人間の関係性を深めたいと考えております。また、全法人の共通テーマ・課題が設定できない場合には高齢者入所施設を運営している法人等でスタートし、それらを核としネットワークの充実を図ることも検討いたします。

○事務局（高井課長）

ご質問のうち、福祉避難所の整備について私からお答えします。本年1月1日に発生した能登半島地震では、施設の倒壊などにより多くの自治体で福祉避難所の立ち上げが難航し、また障がい特性により避難所で過ごすことができない障がい者への対応や、避難所における情報伝達の課題などが明らかになりました。

当市におきましては、市内の障がい者支援施設2施設と「災害時等における福祉収容避難施設としての施設使用に関する協定」を締結しており、特段の配慮が必要な方で、福祉避難所等での対応が困難な方については、施設と連携のうえ受け入れについて調整させていただくこととしております。また、障がいのある方の避難にかかる個別避難計画の作成につきましては、当市においては、まだ一部の方のみの作成となっておりますことから、今後、個別避難計画の作成を行う聞き取りの中で、今回明らかになった諸課題への個別の対応についても検討して参りたいと考えております。私からは以上です。

○事務局（宮課長）

私からは、市民後見人養成講座についてお答えします。受講した方は、ほぼ登録していますが、高齢のため登録を辞退された方・亡くなられた方などもおり、結果的に現在の支援員登録者は47名となっています。実際に活動している支援員は、支援対象者約50人に対して20名ほどとなっており、支援員1人に対して約2.5人となりますが、利用される対象者とのマッチングや支援員の年齢、スキルなどにもより、充足しているとはいえない状況です。登録者の目標人数は設定していませんが、今後も市民後見人養成講座と、スキルアップ研修会を継続して実施していくほか、若い年齢層（70歳未満）の方に受講していただけるよう周知・啓発活動を行ってまいります。私からは以上です。

○事務局（富木課長）

私からは、アンケートの再犯防止の取り組みについてお答えします。ご指摘のとおりどのような取り組みか分かりづらいことから、設問の中に取り組みの具体例として、「保護司や協力雇用主等となって支援」、「孤立予防など地域での見守り活動」といった記載を加えます。あわせて、VI-1には「保護司」等の説明文を追記します。

○鈴木会長

菊池委員、よろしいでしょうか。

○菊池委員

はい

○鈴木会長

ありがとうございます。次に松原委員から質問趣旨のご説明をお願いします。

○松原委員

資料1、1ページ「自助・共助・公助」について、一般的にこれらの用語が用いられている「地域包括ケアシステム」では「自助・互助・共助・公助」を説明しており、「共助」とは「介護保険に代表される社会保険制度及びサービス」を示しており、「互助」とは「ボランティア活動や住民組織の活動」を示しています。そうすると、本計画における「共助」は「互助」のことを示しており、国の施策との違いにおける誤解を生じるように思われますので、共助を互助に変えてはいかがでしょうか。または、共助については、地域包括ケアシステムの共助とは意味が異なることを説明に加えたらどうでしょうか。

次に、資料1、3ページの2行目において、「保健福祉分野における個別計画」とありますが、一般的に個別計画というと、各介護保険利用者が個別に支援を受けるための計画などと混同しやすいため、関連計画みたいな用語で使ってはいかがでしょうか。

次に、資料3「石狩市地域福祉に関するアンケート調査（案）」の3ページ目、II-8の選択肢4に「軽易な除草作業や除雪作業」とありますが、「軽易な」は削除したほうが良いと思いました。軽易という表現で良いのでしょうか。

また、7ページ目のVI-3について、漢字二文字の「取組」と平仮名を使った「取り組み」の両方の使い方があったので統一してはいかがでしょうか。

別冊資料の現計画「石狩りんくるプラン」についても先ほど指摘したところと同じです。表紙の次のページに示した共助と互助の使い方、2ページ目「2. 計画の位置づけ」の3行目の「個別の計画」も先ほどのとおり「関連計画」ではないのでしょうか。

内容を拝見して、地域特性を踏まえて、住民からの意見も取り入れられており、とてもよく考えられていると思いました。ただ、一点気になるのが、「子どもの権利擁護」についてはあまり記述がされていないように思いました。25ページの主な取り組みを見ると「虐待の早期発見と予防支援体制の整備」や「高齢者の権利擁護」は書かれていますが、子どもの権利についての部分は抜けているように思いましたので、是非、ここに「子どもの権利擁護」について明記していただきたいと思いました。以上です。

○事務局（佐々木課長）

松原委員のご質問に私からお答えします。初めに資料1の1ページ「1. 地域福祉とは」の中における「共助」についてであります。現計画である「石狩りんくるプラン」では、地域住民が協力し合うことの意味で「共助」を用いておりました。

今回、松原委員からご指摘いただいたように、「地域包括ケアシステム」における「自助・互助・共助・公助」の使い方とは異なることから、今年度作成する次期計画においては、互助と共助を区別して記載するなど、誤解が生じないように記載について工夫してまいります。

次に、3ページの「4. 第5次石狩市地域福祉計画の位置づけ」における「保健福祉分野における個別計画である」という表現につきましては、ご指摘を踏まえ「関連計画」や「分野別計画」に変更するなどより分かりやすく表現してまいります。

次に、資料3のアンケート調査案の3ページ、Ⅱ-8の4番についてですが、一般的には「除草作業」や「除雪作業」と言うと、短時間できる軽作業ではないと感じる方が多いのではないかと思います。そのような意味で、ここの設問では、手助けの入り口として、自分ができる範囲で少しでも手助けできるよと感じている方がどれくらいいるかを知りたいという意味で、「軽易な」という表現をさせていただきました。

また、7ページのⅥ-3の1における「取り組み」の表記については、他の箇所に合わせて修正させていただきます。ありがとうございます。

次に、別冊の現計画「石狩りんくるプラン」についてになります。表紙の次のページにおける、「自助・共助・公助」の表現の仕方と2ページの「2. 計画の位置づけ」3行目の個別計画の表現については、先ほどの修正のとおり、次期計画において記載の仕方を工夫してまいります。

最後に、子どもの権利擁護の明記についてであります。子どもの権利擁護につきましては、現在、子育て推進部において、「子どもの権利条例」策定に向け作業を行っているとともに、保健福祉の分野別計画である「石狩こどもビジョン」の改定作業を行っているところです。次期

地域福祉計画策定にあたっては、それらとも調整・連携を図り、「子どもの権利擁護」の視点も持ちながら取り進めてまいります。私からは以上です。

○鈴木会長

松原委員、よろしいでしょうか。

○松原委員

除草作業や除雪作業は、軽易な作業とのことですが、高齢者が困っているのは、意外にゴミ出しや元気かどうかの声かけなどですので、そういった要望が入ってもいいのかなと思いました。

○鈴木会長

ありがとうございます。それではその他の委員の方で質疑等がございましたらお願いいたします。

○白戸委員

市の計画の中では「共助」を助け合いという形で提示しておりますが、正確に言うと地域包括ケアシステムで言う「自助・互助・共助・公助」という分野の中で、地域で暮らすのを支えていこうということなので、「互助・共助」を横断した形で「共助」というものを、来たる計画の中では検討していくということでどうでしょうか。

「互助」は助け合いということではありますが、「共助」の中で言いますと、地域の様々な機関・団体が地域のそういった人たちのために支えていこうとしていくこと。単に「互助」は助け合いではなく、地域の様々な機関・団体が重なり合い、つながり合って地域の生活を支えていく、そのような地域社会の組織化ということもありますので、「互助」というものをどのように展開するかということを検討していただきたいなと思っております。

○鈴木会長

ありがとうございます。他の委員の方で質疑等がございましたらお願いいたします。

○石岡委員

先ほど菊池委員のご質問の中で、市民後見人養成講座についてのご指摘がありましたが、私は市民後見人養成講座の講習を受けて登録をしています。実際には、実働要請が全くない状態なので、登録された方が実際に活用できるようにしていただければと思っておりました。

また、先ほどの松原委員の除雪作業の件ですが、高齢者の方などの除雪に力を入れているとは思っています。ふれあいゆきかき運動交付金などもやられているようですが、昨年度くらいから福祉の除雪のハードルが上がってしまい、なかなか利用できないという方が多々おられま

すので、より市民の方が利用しやすい制度にしていだきたいと思っています。以上です。

○事務局（久保田課長）

石岡委員のご指摘ありがとうございます。成年後見センターは社協で運営しておりますので、私から回答いたします。石岡委員が後見支援員としてご登録いただいているのは存じております。今後新たにニーズが発生した時に、お声がけをさせていただきたいと思います。

また、市民後見人に現在登録していただいておりますが、社会福祉協議会が法人貢献を受任いたしまして、その支援員として協力いただいております。今後市民後見人の方が単独で受任できるような、「単独受任」等も将来的には検討しておりますので、より多くのニーズが発生すると思います。以上です。

○事務局（滝課長）

除雪に関する部分について私の方から回答いたします。昨年、高齢者の除雪に関しては、対象者と作業員のミスマッチ、バランスを欠いていたということから、要件を変えさせていただいたところがございます。今年度につきましては、また新たに募集する段階に来ていますので、いただいた声を元にして、少しでも改善できるところは改善していこうと考えているところでございます。以上です。

○澤田委員

市として、実態を踏まえて難しいものは難しいと答えても良いのではないかと思います。除雪サービスについては、どこのまちでも雪のあるところでは担い手がおらず、逆にニーズは増えていくという実態もあり、要件を変えたと聞いています。そういった内情も具体的に示しながら、できないのであればどうやっていけばいいのかという話をできれば、より建設的なものになると思います。以上です。

○鈴木会長

他に質疑等ございませんか。無ければ、第5次石狩市地域福祉計画の策定については、事務局からの説明にもありましたとおり、今年度3回程度の審議を経て答申となっておりますので、次回以降の審議会において継続審議してまいります。本日の「第5次石狩市地域福祉計画の策定について」の審議はここで終了したいと思います。委員の皆様よろしいですか。

ありがとうございました。

6 報告案件

○鈴木会長

会議を進めます。次に会議次第6．報告事項です。(1)から(3)まで一括して進めます。
初めに事務局から提出されております資料について、説明をお願いいたします。

○事務局（高井課長）

私から「石狩市福祉タクシー助成事業の見直しに係るパブリックコメントの実施について」
ご説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。

初めに事業の概要についてであります。石狩市福祉タクシー助成事業は、公共輸送機関の
利用が不可能な重度障がい者にタクシー料金を助成し、障がい者の福祉の向上を図ることを目
的としています。

次に、見直しの背景及び内容についてであります。現行の福祉タクシー助成事業は、タク
シーの利用に限定されており、地域によってはタクシーを利用しづらいことや障がいの部位に
より助成を受けられないことなどが課題となっていました。また、令和5年度に利用者に実施
したアンケート調査の結果においても、1回の乗車で利用できる枚数上限の撤廃や、自動車燃
料代の助成を求めるご意見があったことから、それらを踏まえて制度の見直しを検討させてい
ただいております。見直しの内容といたしましては、まず、対象者要件につきまして、現行で
は「身体障害者手帳」の1級又は2級に該当する視覚、下肢、体幹、心臓、じん臓、膀胱、直
腸、小腸、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいを有する方とし
ておりましたが、見直し案では、障がい部位の要件を撤廃いたしまして、身体障害者手帳1級
又は2級を所持する方といたします。居住要件につきましても、これまで、本市の住民基本台
帳に6か月以上継続して記録されている方としておりましたところを、1月1日現在で本市の
住民基本台帳に記録されている方といたします。

交付額についてですが、現行のタクシー利用券は基本料金24回分の助成で約16,000
円でしたが、見直し案では、タクシー利用券か自動車燃料給油券かいずれかの選択制として、
タクシー利用券を500円券で32枚綴りの16,000円分、自動車燃料給油券を500円
券で20枚綴りの10,000円分といたします。

交付方法につきましては、これまで年度途中で手帳を所持した方や転入された方に、残りの
月数に応じて枚数を減らして交付しておりましたところを、年度当初に、1月1日を基準日と
した当該年度の全ての対象者に交付し、月ごとの随時交付は廃止しようと考えております。

券の利用方法についてですが、これまでは基本料金の支払いのみに1回1枚利用できる券で

したが、乗車距離に応じた加算運賃にも利用できる券にあらため、一度に複数枚の利用ができるようにいたします。

今回の見直しにあたりましては、障がい部位の要件撤廃による交付対象者の拡充をはじめ、自動車燃料給油の用途追加や、利用枚数の上限撤廃など、利用者の利便性の向上に努めるとともに、利用機会の促進を図ろうとするものであります。見直し案の審議については、8月1日（木曜日）から31日（土曜日）までのパブリックコメント終了後、見直し案を次回の社会福祉審議会において審議いただく予定です。制度につきましては、令和7年4月1日からの適用を予定しております。以上、ご報告とさせていただきます。

○事務局（滝課長）

私から、石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しに係るパブリックコメントの実施についてご説明させていただきます。資料5をご覧ください。

初めに、1. 事業の概要についてであります。石狩市福祉利用割引券交付事業は、石狩市に居住する高齢者及び重度障がい者の方々に対し、福祉利用割引券を交付することにより、日常生活における利便と社会参加の促進を図り、もって健康増進と福祉の向上に寄与することを目的としています。

2. 見直しの背景についてであります。今後、本市の総人口が減少する一方で、高齢者の占める割合は増加の一途をたどることが想定されており、高齢者を取り巻く状況の変化などを総合的に捉え、将来を見通した持続可能な事業にしていくことが必要です。このことから、現下の社会情勢や人口構造の変化を踏まえ、交付額、交付対象年齢、券の名称等について、見直しを検討させていただいております。

次に、見直し内容についてであります。交付額につきましては、1人あたり年間2,000円の交付額を1人あたり年間5,000円に増額いたします。高齢者の交付対象年齢につきましては、現在の70歳以上から75歳以上に引き上げようと考えております。見直しの背景でご説明させていただきましたが、将来を見通した持続可能な高齢者福祉制度にしていくことが必要なことから、交付額の引上げと併せて、見直そうとするものであります。なお、障がいを有する方につきましては、対象要件の変更はありません。

居住要件等につきましては、これまで、本市の住民基本台帳に6か月以上継続して記録されている方で、介護老人福祉施設に入所又は病院若しくは診療所に入院している者を除くとしておりましたが、見直し案では、1月1日現在、本市の住民基本台帳に記録されている方といたします。

交付方法につきましては、これまで、年度当初に70歳以上の方及び障がい者を有する方に交付し、以後、年度内に70歳に達する方及び障害者手帳を所持した方に月ごとに随時交付していますが、見直し案では、1月1日を基準日として、翌年の3月31日までに75歳以上となる方及び障がい者を有する方に、年度当初に交付し、月ごとの随時交付は廃止しようと考えております。

券の利用方法につきましては、これまでの、割引券という考え方から、利用料等の支払い時に一部自己負担をしていただくこととしており、利用する目的によって、一度に利用できる枚数を制限していますが、見直し案では、利用料等の全額を支払うことができるように利用枚数の上限を撤廃しようと考えております。こうした取扱いの変更にあたりまして、券の名称についても「割引」の文字を無くす案としております。また、これまでタクシー利用を希望する場合は、福祉利用割引券からタクシー利用券に交換する必要がありましたが、券種を1種類としタクシー運賃にも直接支払いが可能な福祉利用券とすることを予定しております。見直し案の審議については、8月1日（木曜日）から31日（土曜日）までパブリックコメント終了後、見直し案を次回の社会福祉審議会において審議いただく予定です。制度につきましては、令和7年4月1日からの適用を予定しております。以上、資料5のご報告とさせていただきます。

次に、福祉施設使用料の改定について、ご説明いたします。資料6をご覧ください。

始めに、1の使用料改定の基本的な考え方についてであります。本市の使用料及び手数料等については、時間の経過とともに施設の維持管理コストが増加することや利用者数の変化などにより、本来設定すべき金額と現行の金額との間にかい離が生じることから、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、定期的な見直しが行われています。

見直しにあたりましては、(1)原価計算方式によるコスト算定、(2)行政負担と受益者負担の負担割合の明確化、(3)受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率の設定、原則として現行料金の1.5～2倍、最大100%アップまで、(4)定期的な料金見直しサイクルの確立、概ね3年ごと、の4つの事項を基本としています。

次に、2の施設使用料改定案についてであります。料金見直しの対象施設のうち、高齢者支援課が所管する、花川北憩の家、厚田憩の家、横町寿の家については、1人1回あたりの浴室使用料を現行の150円から200円に、また、総合保健福祉センター「りんくる」の交流活動室については、1時間あたり300円の冬期加算料を、それぞれ維持管理コストの増加などを理由に改定及び新設しようとするものであります。

次に、3の改定の実施時期についてであります。令和7年4月1日の施行を予定しており、

4の改定案の審議につきましては、令和6年7月3日に開催された「石狩市使用料、手数料等審議会」に施設使用料改定案を諮問し、8月1日から31日までの1か月間、パブリックコメントが実施され、原案に対する意見募集が行われています。これらを踏まえ、9月に同審議会において改定案の審議などが行われる予定となっております。

5といたしまして、高齢者生きがい福祉施設の住所や浴室利用時間などを参考に掲載させていただきます。以上、ご報告とさせていただきます。

○鈴木会長

ただいま事務局から説明がありました。資料4について、事前に菊池委員からご質問等を受けておりますので、改めてその趣旨をご説明していただき、事務局からご回答いただきます。菊池委員、お願いします。

○菊池委員

資料4について、居住要件を変更した理由は何でしょうか。1月1日時点にすると、それ以降に転入した方は、次の年度まで対象外となります。今まで6か月経てばもらえた人もいましたが、月ごとの交付が無くなってしまうのであれば、今までと支給方法が変わるので、その説明をした方が一般の方には分かりやすいのではないかと思います。

○事務局（高井課長）

菊池委員からのご質問に私からお答えします。廃止の理由ですが、福祉タクシー助成券と同時期に見直しを予定しております福祉利用割引券の見直し案では、1月1日を基準日として、翌年の3月31日までに75歳以上となる方及び障がい有する方に年度当初に交付し、年度途中で障害者手帳を取得された方や転入された方には月ごとの交付を行わず、翌年度以降の交付にすることとしており、類似する福祉タクシー助成事業の見直し案につきましても、福祉利用割引券との整合性を図るため、同様に月ごとの交付を行わない取扱いとしております。

なお、1月1日を基準日とした理由ですが、4月1日から利用可能な券を3月中に送付するため、発送準備にあたり交付対象者の抽出については余裕をもって1月1日を基準日としております。制度見直しに係る原案につきましては、8月31日までパブリックコメントを実施しておりますので、市民から寄せられたご意見を踏まえて必要な見直しを検討してまいります。

○鈴木会長

菊池委員、よろしいでしょうか。

○菊池委員

はい。

○鈴木会長

その他の委員の方で、確認等がございましたら、お願いします。

○松原委員

資料４と資料５の対象者についてですが、資料４は公共輸送機関の利用が不可能な重度障害者となっておりますが、資料５は重度障がい者となっております。両方を利用できる方はいらっしゃるということでしょうか。

○事務局（高井課長）

資料４の該当者については、見直し案で身体障害者手帳一級または二級の方、療育手帳Ａ判定の方、精神障害者保健福祉手帳一級の方としております。また、資料５の方は身体障害者手帳一級または二級、療育手帳Ａ判定の方、精神障害者保健福祉手帳一級または二級となっております。こちらは幅広になっておりますので、精神障害者保健福祉手帳以外の重複する方は両方該当になりまして、両方給付を受けることができます。

○鈴木会長

ありがとうございました。他にご質問等がないようですので、次第６の報告事項を終了します。

７ その他

○鈴木会長

次に、次第７その他になります。委員の皆様から何かございますか。では、事務局から何かございますか。

○事務局（佐々木課長）

本日はお忙しい中どうもありがとうございました。次回の審議会の開催につきましては、１１月末から１２月頃を予定してございます。開催につきましては、事前に日程調整をさせていただき、ご案内をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと存じます。以上です。

８ 閉会

○鈴木会長

それでは、以上で全ての議事が終了しました。これにて令和６年度第１回石狩市社会福祉審議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6 年 12 月 5 日

会 長 鈴 木 幸 雄 _____

署名委員 澤 田 茂 明 _____

署名委員 菊 池 道 雄 _____